

平成 22 年 4 月 2 日

総務省
社団法人デジタル放送推進協会

ビル陰やアパート・マンション等における共同受信施設の 地上デジタル放送対応のための助成金のお知らせ

総務省では、ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設（受信障害対策共聴施設）及びアパート等の集合住宅（共同住宅）の地上デジタル放送対応を促進するため、平成 21 年度から、デジタル化改修等に関する助成金交付を実施しています。

今年度も、引き続き助成金の交付を実施することとなりましたので、お知らせします。

1 助成制度の概要

(1) 申請対象者

受信障害対策共聴施設、共同住宅共聴施設の管理者（共聴組合を含みます。）

(2) 助成額

ア 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修、新設又は有線テレビジョン放送施設への置換（別紙 1）

イ 共同住宅共聴施設のデジタル化改修又は有線テレビジョン放送施設への置換（別紙 2）

上記ア、イにおいて、地上デジタル放送の視聴に不可欠な施設の設置、改修又は置換等に要する総経費に対して、最大で 1/2 の額（アの共聴施設新設の場合は最大で 2/3 の額）になります。ただし、イについては、世帯当たりの経費が 3.5 万円を超える場合に限りません。

(3) 助成金申請先

各都道府県のデジサポ（助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。）

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

(4) 申請受付期間（ともに消印有効）

アについては、平成 22 年 7 月 30 日（金）まで（現在受付中）

イについては、平成 22 年 4 月 12 日（月）から平成 22 年 8 月 31 日（火）まで

※予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

2 助成対象の一部追加

助成対象が追加されたのは、次のとおりです。

(1) 受信障害対策共聴施設の助成について

アナログ放送とデジタル放送の送信所が異なるなどにより、新たに受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合

(2) 共同住宅共聴施設の助成について

アナログ放送をケーブルテレビで視聴していて、デジタル放送を視聴できるようにする場合

<関連報道発表>

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)による共聴施設のデジタル化促進活動等の開始(平成21年5月1日発表)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000020272.pdf

集合住宅等における地上デジタル放送の受信環境整備のための助成金の申請受付開始
～平成21年度補正予算関連～(平成21年8月7日発表)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000034039.pdf

ビル陰等の受信障害対策用の共同受信施設における地上デジタル放送対応のための助成金制度の拡充(平成22年1月8日発表)

http://www.soumu.go.jp/main_content/000050042.pdf

<本報道発表のお問い合わせ先>

【総務省連絡先】

情報流通行政局地上放送課
デジタル放送受信者支援室

担当：佐々木室長補佐、加藤主査、柴田主査

電話：(代表) 03-5253-5111 (内線 5807)

(直通) 03-5253-5807

F A X : 03-5253-5794

【(社) デジタル放送推進協会連絡先】

総務省テレビ受信者支援センター
(統括本部)

担当：榊部長、小野澤部長、新嘉喜部長

電話：03-6459-2781

F A X : 03-5785-4088

<助成制度に関するお問い合わせ先>

総務省テレビ受信者支援センター 助成金相談窓口

電話：0570-093-724 (平日 9:00~18:00)

受信障害対策共聴施設の デジタル化対応に係る助成について

2010年4月

- 助成の概要
- 助成対象となる基本的要件と施設
- 助成を受けるための手続き
- 助成金給付までの流れ
- 助成事務のタイムテーブル

助成の概要(1)

1 申請受付期限

平成22年7月30日(金)(消印有効)

(予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。)

2 申請対象者

受信障害対策共聴施設の管理者(※)

(※)有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者又はその者から委任を受けた者。なお、共聴組合(渡し切り補償契約により利用者側に施設が譲渡されている場合等を想定)も含まれます。

ただし、国や地方公共団体等を除きます。

3 対象事業

(1) 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修

建築物等の影響により、地上アナログテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設をデジタル化対応に改修するもの。

(2) 受信障害対策共聴施設の新設

アナログ放送とデジタル放送の送信所が異なるなどにより、建築物等の影響による地上デジタルテレビ放送の難視聴が生じる地域において、当該放送の難視聴解消を目的として、新たに共聴施設を設置するもの。

ただし、当該地域に対して地上デジタルテレビ放送が開始された後に建築物等が設置されたことに起因する場合を除きます。

(3) ケーブルテレビへの移行

(1)又は(2)において対象としている共聴施設又は地域に対し、有線テレビジョン放送施設への置換又は設置により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とするもの。

ただし、それぞれ、当該施設をデジタル化対応のために改修した場合や、共聴施設を新設した場合より安価な場合に限りま

4 助成金額

地上デジタル放送対応に不可欠な施設の設置、置換等に要する総経費に対して以下の額を助成します。

(1)(3)の場合:1/2の額 (2)の場合:2/3の額

5 お問い合わせ、助成金申請先

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

制度詳細について:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

デジサポの連絡先:0570-093-724(平日9:00~18:00)

(助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けます。)

各都道府県のデジサポ:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

助成の概要(2) 助成対象の一部追加

- 受信障害対策共聴施設のデジタル化対応助成金について、
 - ①アナログ放送とデジタル放送の送信所が異なるなどにより、新たに建造物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合
 - ②ケーブルテレビ移行時の既設共聴撤去費 を追加。

ケーブルテレビ移行により不要となった
共聴施設の撤去費を助成対象に追加。
(デジタル化工事に不可欠な撤去については21年度も対象)

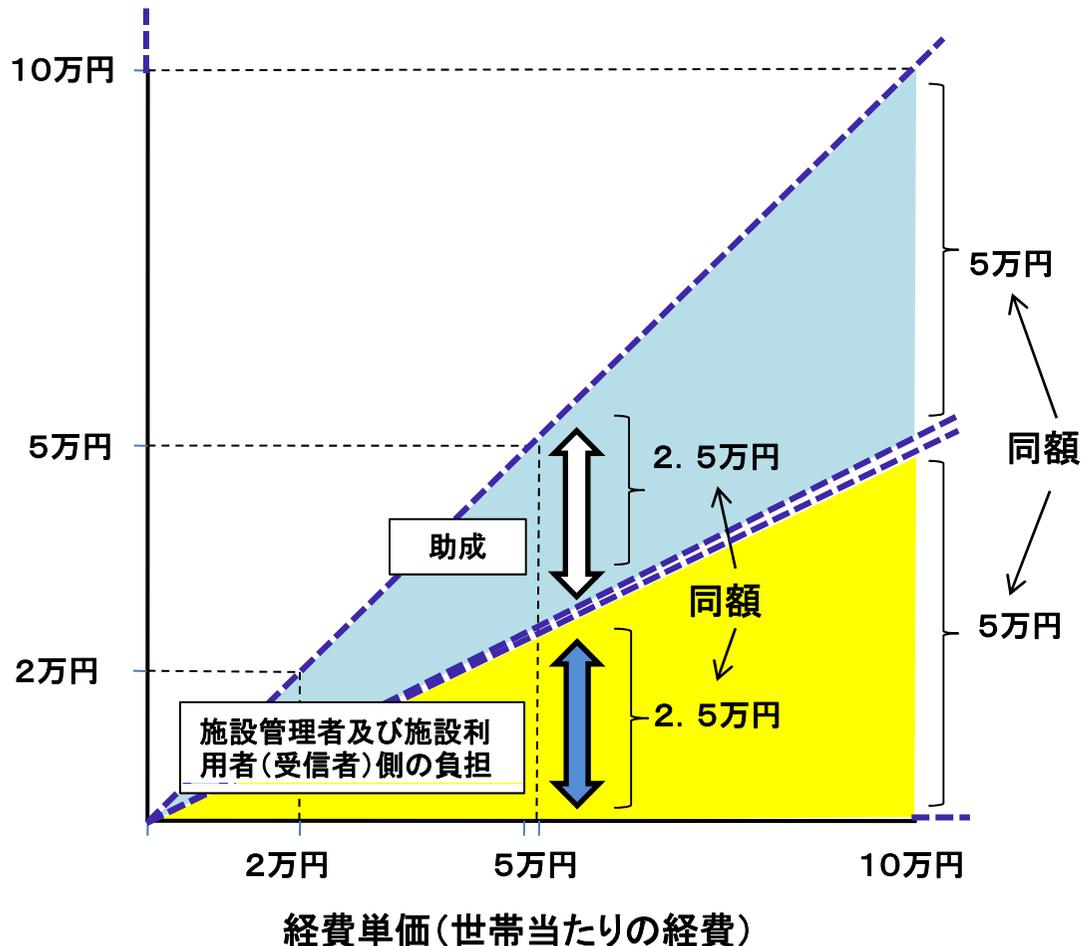
助成メニュー 状況	共聴施設の 改修・新設	ケーブル テレビ移行(*)
アナログ放送を共聴施設で視聴し、デジタル放送でも、障害が継続する場合	改修 H21当初～ (助成率1/2)	H21補正～ (助成率1/2)
上記以外で、デジタル放送で、新たに建造物等による受信障害が生じる地域の場合	新設 H21補正～ (助成率2/3)	H22拡大 (助成率1/2)

撤去費を含める、含めないにかかわらず、ケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにするための経費全体が、施設を改修または設置する場合より安価であることが条件となります。

(*)ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

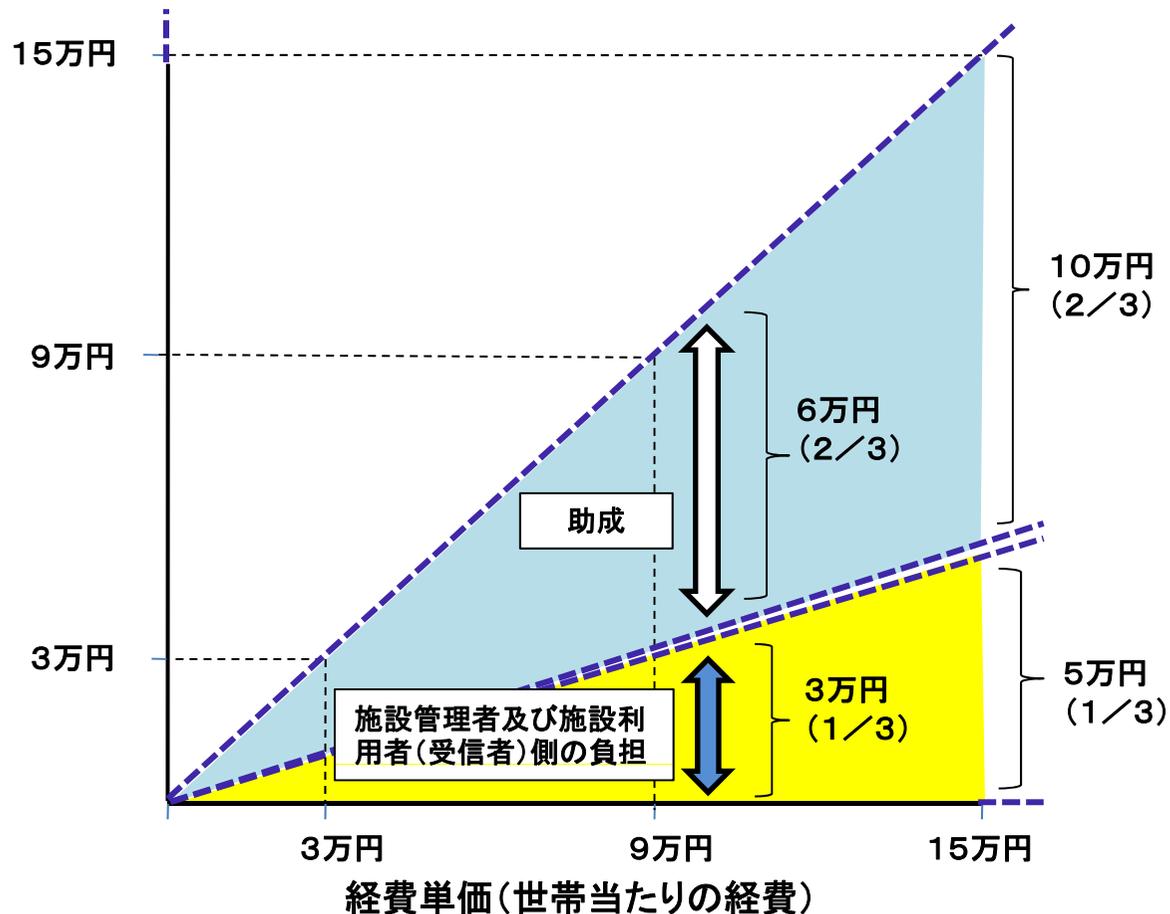
助成の概要(3) 共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行

- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価(世帯当たりの経費)」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が100万円であったとすると、世帯当たりの経費は10万円ですが、これを2分した5万円を助成し、総額では50万円の助成となります。
- 新たに建築物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合も同様に1/2の助成となります。



助成の概要(4) 共聴施設の新設

- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価(世帯当たりの経費)」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が150万円であったとすると、世帯当たりの経費は15万円ですが、その2/3の10万円を助成し、総額では100万円の助成となります。
- 新たに建築物等による受信障害が生じる地域でケーブルテレビによりデジタル放送を視聴できるようにする場合は、2/3ではなく1/2の助成となります。



助成対象となる基本的要件と施設

➤ 助成が認められる基本的要件

- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行について、必要な関係者の同意が得られていること。
- ・ 工事の内容について、次の事項に照らして妥当なものであること。
 - 有効性： 建造物等の影響による難視聴解消を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
 - 公平性： 難視聴解消を図るために適正な価格の工事であること。
 - 経済性： 有線テレビジョン放送施設への置換又は設置をする場合に要する経費^(※)は、受信障害対策共聴施設の改修又は設置をする場合に要する経費よりも低いこと。
- ・ 共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること。

※ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

➤ 助成対象施設における留意点

(共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行の場合)

次に該当する場合は対象となりません。

- ・ 有線テレビジョン放送法^(※1)または有線電気通信法の規定^(※2)による届出等がなされていない施設

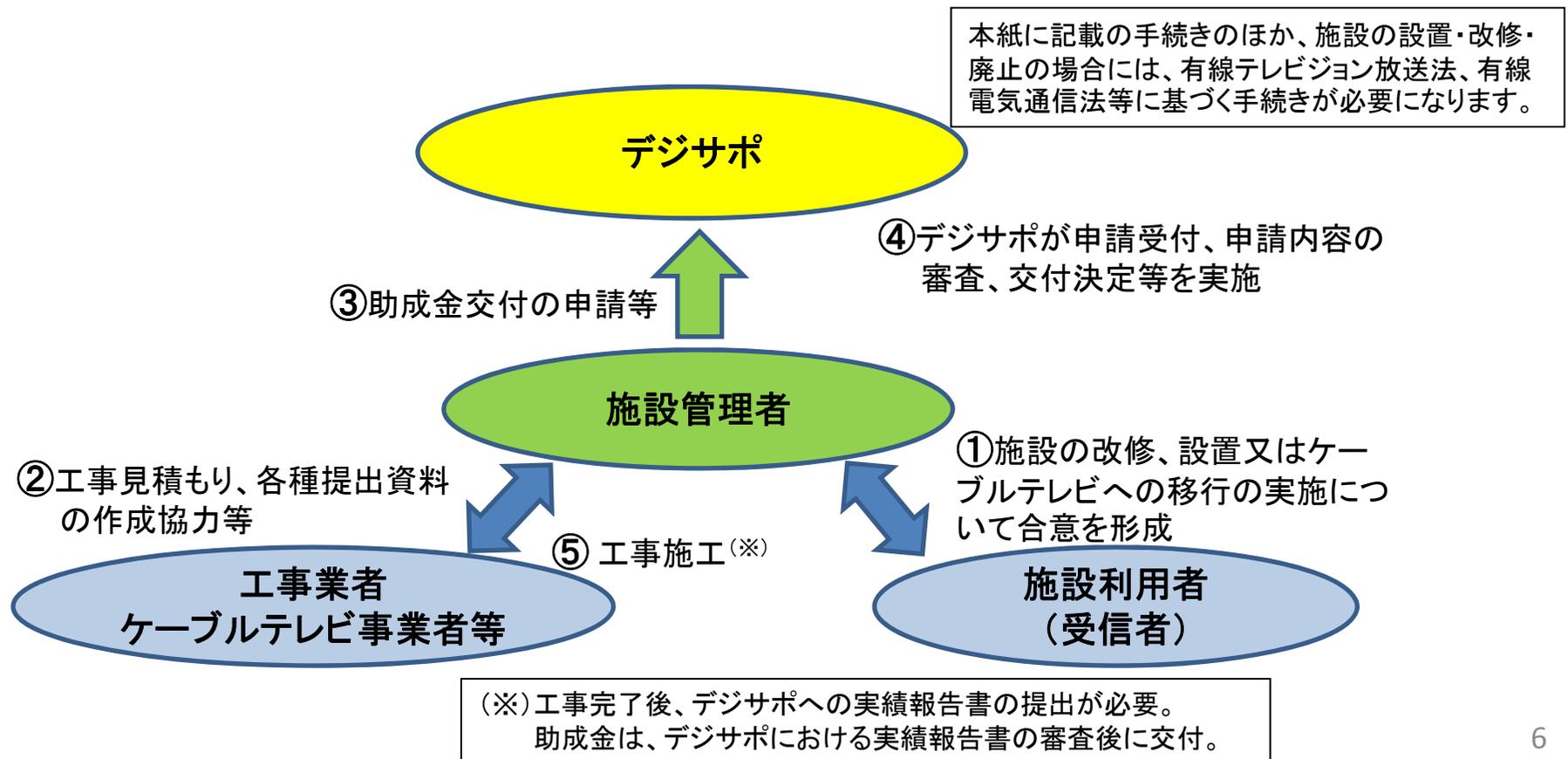
なお、届出等がなされていない場合、助成の対象となるためには、申請前に届出等を行う必要があります。

届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。 ^(※1)：第3条及び第12条、 ^(※2)：第3条

また、国や地方公共団体等が保有する施設は対象外です。

助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者(有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者)と受信者との間の協議による共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。



助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。

助成金交付申請書

(助成事業の概要記載を含む)

添付資料

- (1) 施設の改修、設置又はケーブルテレビ移行に要する経費の見積書
- (2) 工事概要書
- (3) 申請に関して関係者の同意を得ていることを示す書類等^(※)
- (4) 共聴施設の許可(整理)番号付設置届の写し^(共聴施設を新設する場合を除く)

(※)共聴組合における決議書等、施設加入者の代表者と施設管理者の覚書等を添付すること。

改修経費を施設管理者が全額負担する場合に限って、施設加入者との同意書類の添付は不要。

- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の工事を実施していただくこととなります。

- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることとなります。

- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は下記連絡先にご照会ください。

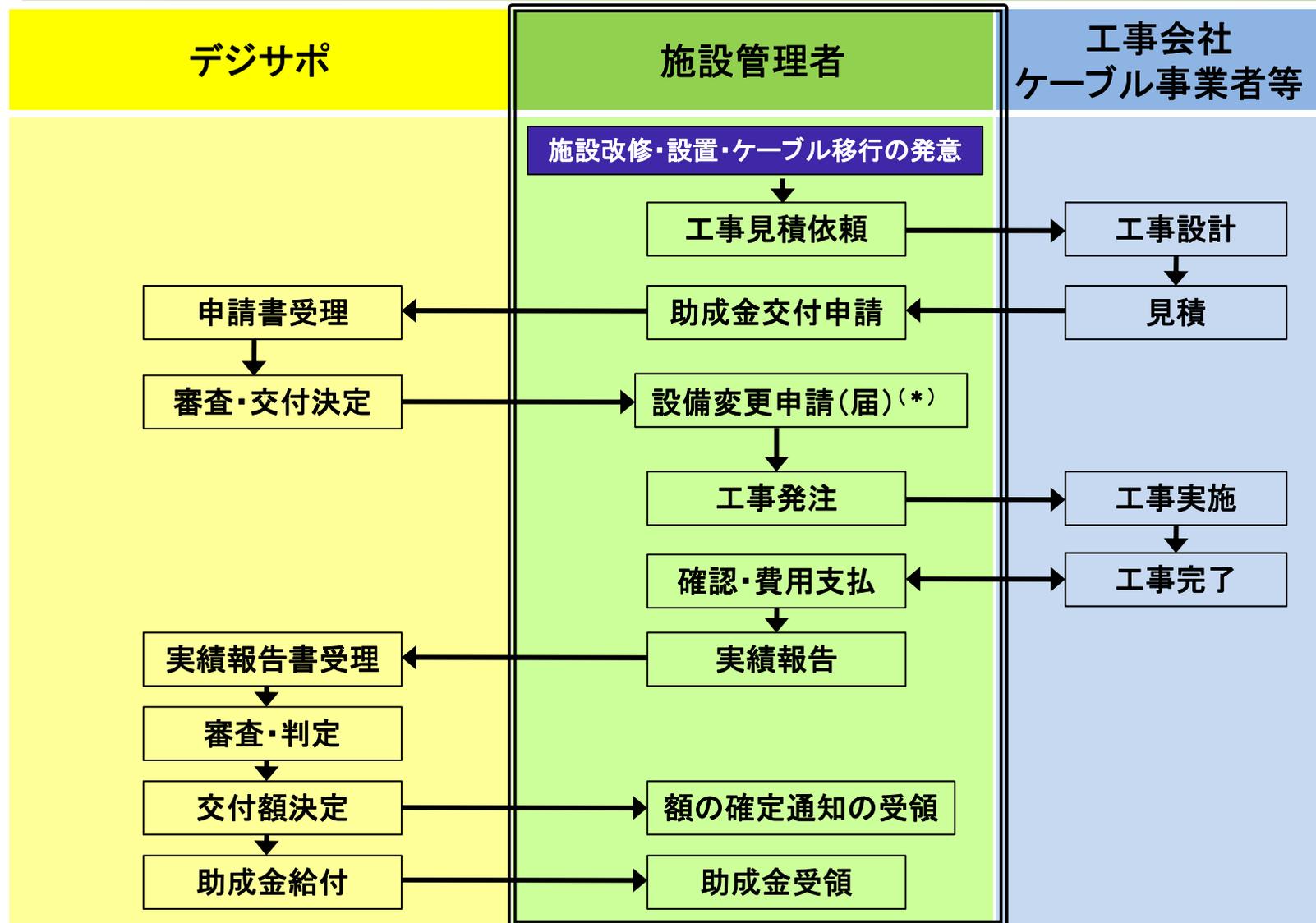
<デジサポ助成金相談窓口> 0570-093-724 (平日 9:00~18:00)

<助成金交付要綱、申請書式> デジサポホームページ

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

<申請書の受付> 各県デジサポ <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

助成金給付までの流れ



* 設備変更届については、工事の開始の日の2週間前までに提出が必要。
(上記フローでは、交付決定の後に申請することを想定したフローを示しているが、必ずしもその順序に限定されない。)
無線共聴施設の設置の場合には、別途手続が必要となります。詳細は総合通信局等へお問い合わせください。

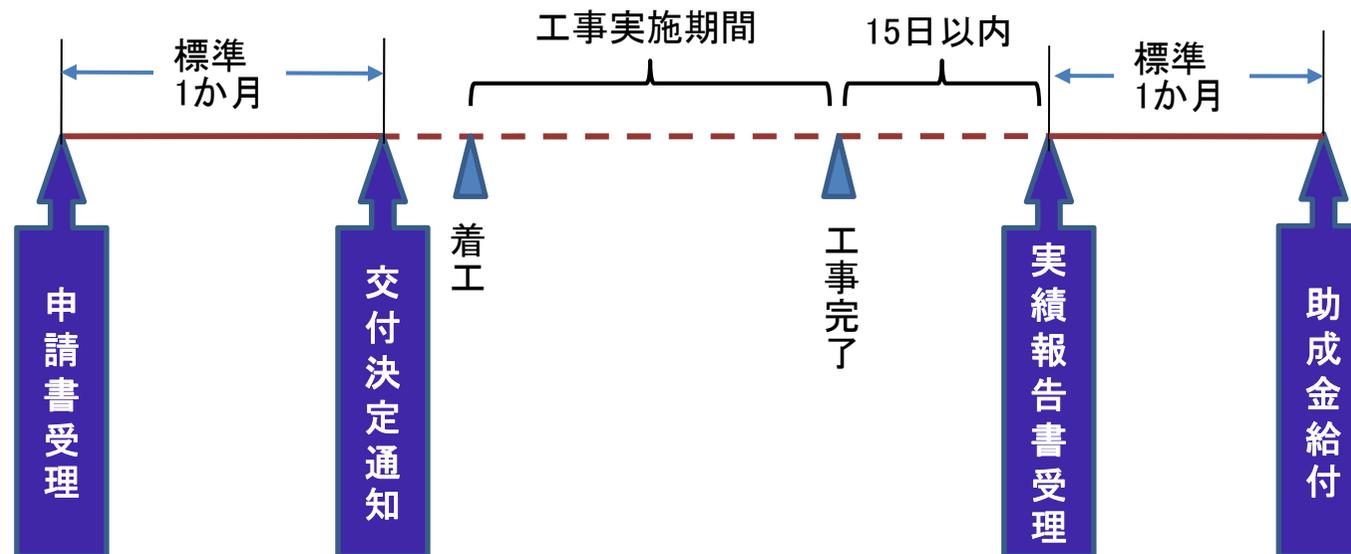
助成事務のタイムテーブル

➤ 助成事業のスケジュール

申請受付期限 平成22年7月30日(金)(消印有効)

なお、予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した時点で申請受付を終了します。

➤ 申請書受理から助成金交付決定までと、実績報告受理から助成金支給までのタイムテーブルの目安は以下の通りです。受付期間に十分間に合うように留意してください。



共同住宅共聴施設の デジタル化対応に係る助成について

2010年4月

- 助成の概要
- 助成対象となる基本的要件と施設
- 助成を受けるための手続き
- 助成金給付までの流れ
- 助成事務のタイムテーブル

助成の概要(1)

1 申請受付期間

平成22年4月12日(月)～平成22年8月31日(火)まで(消印有効)

(予算の範囲内で助成を行うため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。)

2 申請対象者

共同住宅共聴施設の管理者(※) (※)ただし、国や地方公共団体等を除きます。

3 対象施設

共同住宅に設置されている地上アナログテレビ放送対応の共聴施設(有線テレビジョン放送施設を含む)を以下の方法でデジタル化対応する場合に、経費負担が著しく過重(世帯当たりの経費が35,000円を超える場合)になる施設

- ①地上デジタル放送に対応する共聴施設に改修(有線テレビジョン放送施設の場合は地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設を設置)する場合
- ②有線テレビジョン放送施設へ置換して地上デジタル放送の再送信を視聴可能とする場合(ただし、①の方法より安価な場合に限りませう。)

4 助成金額

地上デジタル放送対応に不可欠な施設の改修、置換等に要する総経費に対して、最大で1/2の額

5 お問い合わせ、助成金申請先

総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)

制度詳細について:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/housing/>

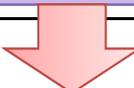
デジサポの連絡先: 0570-093-724(平日9:00~18:00)

(助成金申請は、各都道府県のデジサポで受け付けませう。)

各都道府県のデジサポ:<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

助成の概要(2) 助成対象の一部追加

- 共同住宅共聴施設のデジタル化対応助成金について、アナログ放送をケーブルテレビで視聴している、デジタル放送を視聴できるようにする場合があります。

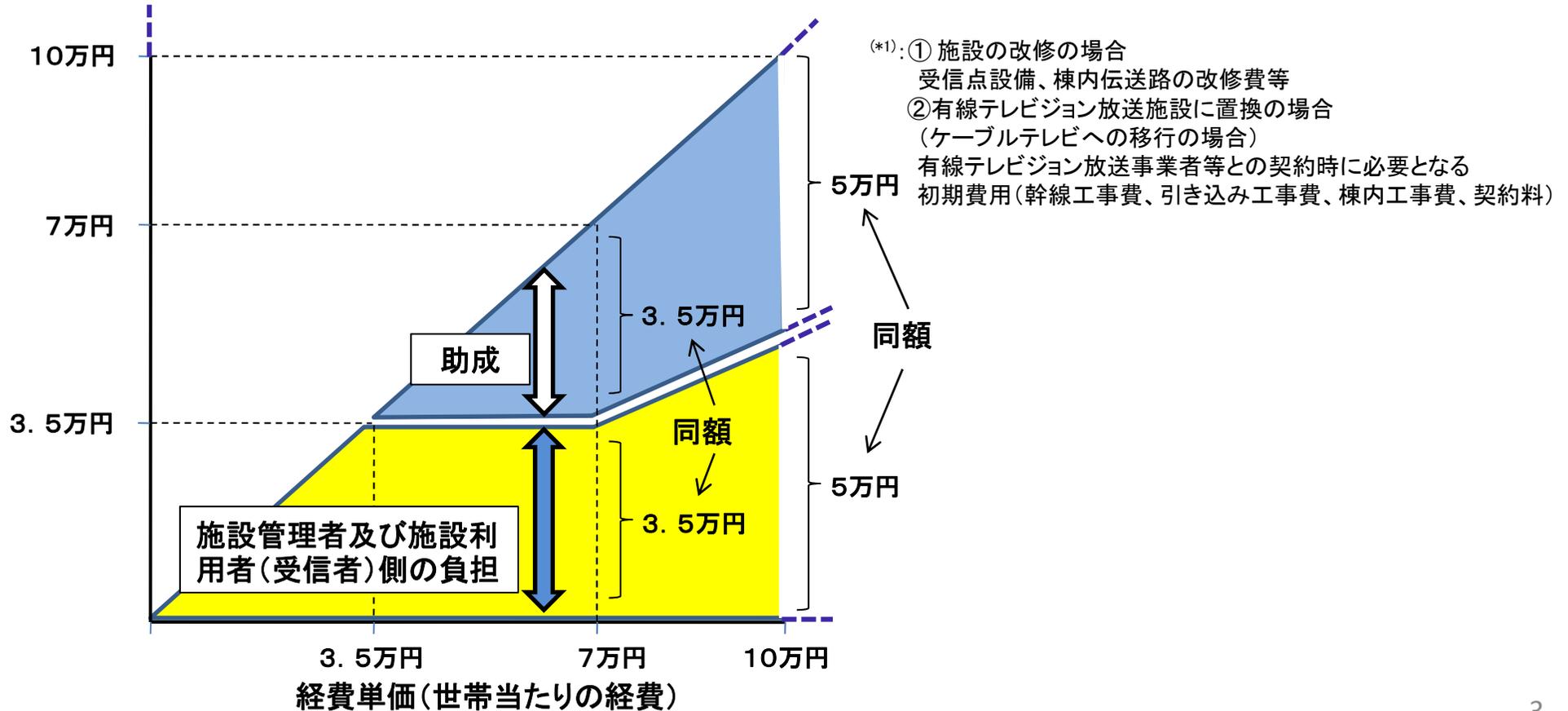
状況 \ 助成メニュー	共聴施設の改修・設置	ケーブルテレビ移行(*)
アナログ放送を当該集合住宅屋上等の共同アンテナで視聴している場合。	H21補正～ (助成率最大1/2)	
アナログ放送をケーブルテレビで視聴している場合。	 H22拡大 (助成率最大1/2)	

(*) ケーブルテレビ移行の条件である「改修より安価」は従前通り。ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

既にアナログ放送をケーブルテレビで視聴している場合において、ケーブルテレビで地上デジタル放送を視聴するために棟内改修工事のみを実施する場合は、「共聴施設の改修」として申請ください。

助成の概要(3) 助成額

- 助成額は、総経費^(*)が「加入世帯数×3.5万円」の2倍以上の場合と、2倍未満の場合とで計算式が異なります。前者の場合には総経費の半額、後者の場合には「加入世帯数×3.5万円」を超える額を助成します。(総経費が「加入世帯数×3.5万円以下」の場合は助成対象外となります。)
- 総経費を加入世帯数で割った額を「経費単価」として説明すると、下図のように助成が行われ、助成金総額は助成の単価×加入世帯数となります。
- 例えば、加入世帯数が10で総経費が100万円であったとすると、世帯当たりの経費は10万円ですが、これを2分した5万円を助成し、総額では50万円の助成となります。



助成対象となる基本的要件と施設

- 共同住宅とは
 - 一棟の中に二つ以上の住宅(完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。)があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものを指します。
- 助成が認められる基本的要件
 - ・ 工事の内容について、次の事項に照らして妥当なものであること。
 - 有効性： 共同住宅共聴施設のデジタル化対応を目的として実施され、助成によりその実施の促進が見込まれるものであること。
 - 公平性： 共同住宅共聴施設のデジタル化対応を図るために適正な価格の工事であること。
 - 経済性： 有線テレビジョン放送施設に置換する場合に要する経費^(※)は、共同住宅共聴施設を改修する場合に要する経費よりも低いこと。
 - ・ 共聴施設の改修またはケーブルテレビへの移行に必要な経費のうち、助成金給付額を除く残りの経費の確保に関して裏付けがあること。

※ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

- 助成対象施設
 - 共同住宅に設置されている地上アナログテレビ放送対応の共聴施設(有線テレビジョン放送施設を含む)を地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設に改修する(有線テレビジョン放送施設の場合は地上デジタルテレビ放送対応の共聴施設を設置)又は有線テレビジョン放送施設に置換して地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合であって、施設管理者等がそれを実施するものです。ただし、国や地方公共団体等が保有する施設は対象外です。

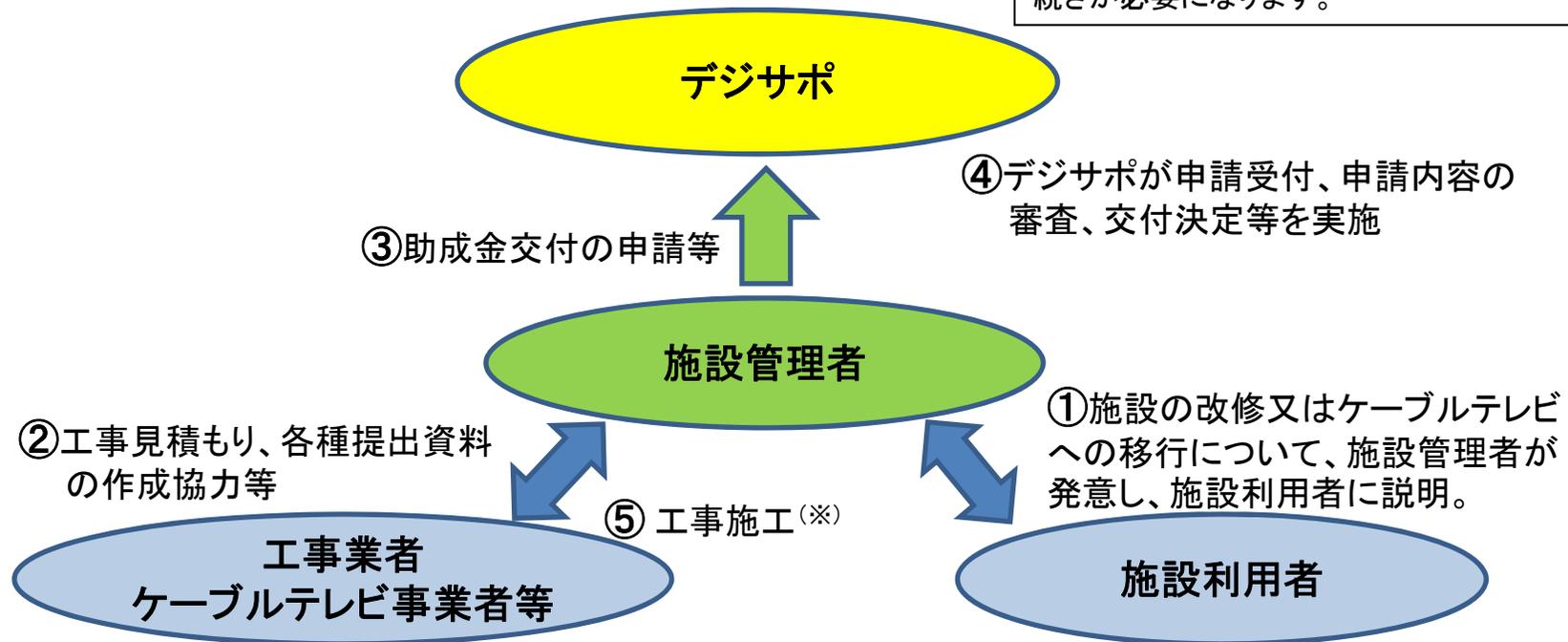
なお、施設の規模等に応じ、有線テレビジョン放送法^(※1)等に規定された届出等が必要になる場合があります。
(※1):第12条

届出等が必要となる場合において、届出等がなされていない場合、助成の対象となるためには、申請前に届出等を行う必要があります。届出等については、総合通信局等にお問い合わせください。

助成を受けるための手続き(1)

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者による共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。
(共聴施設の利用者には、決定されたデジタル化対応方法について、管理者からご説明をお願いします。)
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。(施設管理者から委任を受けた者による申請も可能です。)

本紙に記載の手続きのほか、51端子以上の施設の場合等には有線テレビジョン放送法等に基づく手続きが必要になります。



(※) 工事完了後、デジサポへの実績報告書の提出が必要。
助成金は、デジサポにおける実績報告書の審査後に交付。

助成を受けるための手続き(2)

- 申請にあたっては以下の書類の提出が必要です。

助成金交付申請書

(助成事業の概要記載を含む)

添付資料

(1) 対策事業に要する経費の見積書

(2) 工事概要書

(3) 有線テレビジョン放送法第12条の規定に基づく有線テレビジョン放送業務開始届(許可(整理)番号付)の写し

(施設規模等により、施設設置時に当該届の提出が必要な場合に限る。)

- 申請書の受理後、審査が行われ、助成金交付が認められると、申請者に対して交付決定通知がなされます。これを受けて、当該施設の工事を実施していただくこととなります。

- 工事完了後、「実績報告書」の提出をお願いします。この実績報告書の審査を経て、助成金が給付されることとなります。

- 具体的な申請書類、報告書類等、詳細は下記連絡先にご照会ください。

<デジサポ助成金相談窓口> 0570-093-724(平日 9:00~18:00)

<助成金交付要綱、申請書式> デジサポホームページ

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/housing/>

<申請書の受付> 各県デジサポ <http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/centerlist/>

助成事務のタイムテーブル

➤ 助成事業のスケジュール

申請受付期間：平成22年4月12日～平成22年8月31日（消印有効）

なお、予算の範囲内で実施するため、上記期間中であっても申請受付を終了することがあります。

➤ 申請書受理から助成金交付決定までと、実績報告受理から助成金支給までのタイムテーブルの目安は以下の通りです。受付期間に十分間に合うように留意してください。

